

第二期十和田市浄化槽整備事業 事業者募集要項 意見・質問 及び回答

No	受付日	該当箇所	項目	質問要約	回答	備考
1	1月6日	要求水準書 P10 IVその他の事項	事業の継続が困難となった場合における措置について	物価変動等により要求水準書内の基準額での事業継続が困難となった場合も、協議及び事業契約の解約対象とすると解釈してよろしいか？	事業継続が困難となる場合については、協議対象となります。	
2	1月6日	要求水準書 P11 IVその他の事項	小型浄化槽の 買取り時期について	小型浄化槽の買取りについて、年複数回(年度最終は2月末)も可と解釈してよいか？	当該年度の買取りは2月末までであり、その間の支払い回数は協議により対応可とします。	
3	1月6日	要求水準書 P11 IVその他の事項	小型浄化槽の買取り及び 維持管理費の上限額について	当該年度の予算の範囲内で支払うとあるが、基数の増加や人槽規模の大きい浄化槽の新設等により、予算を超えることが想定された場合の支払いはどうなるのか？	原則、予算の範囲内での支払いとなります。 基数の増加等がある場合は、その都度、協議により対応します。	